

令和5年1月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年1月25日

令和5年1月総会議事録

開 会 期 日	令和5年1月25日(水)
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室
開議及び宣言者 閉議及び宣言者	午後1時37分 会長(議長) 金子茂雄 午後2時11分 会長(議長) 金子茂雄
議 長	会長 金子茂雄

農 業 委 員 応 招 状 況

1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	途中出席	10	金 子 茂 雄	出 席

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況

1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席

議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件
-----	--------------------

傍聴者数	なし
------	----

参 与	<p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉澤祐一 事務局長 ・村本亮 書記 ・馬場紫野 担当
-----	--

[開会の宣言] 午後1時37分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は9名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年1月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、6番・根岸郁子委員、7番・金井幸雄委員を指名いたします。

お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

年末年始で会議等の開催は特にごさいませんでしたが、仕事始めとなる本年1月4日には、農業委員会会長として関係各課等への年始の挨拶をして参りました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和4年12月20日受付。

資料番号1、大字奥田 [REDACTED]、地目、田、面積、1,624 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、76a、労働力、1。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、1,624 m²。

◎金子会長

この件につきまして、奥田地区担当の戸口農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎戸口委員

奥田地区担当の戸口です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請につい

て、説明いたします。

譲受人は、5,998 m²の所有農地と1,624 m²の借入地があり、全ての土地が良好に管理されております。

本申請地は、現在譲受人が借り受けて耕作しておりますが、譲渡人に農地の相続があり、今後の管理が困難であることから本申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

本申請地は、現在、譲受人が利用権を設定し、耕作をしている土地でございます。

今後は、所有農地として、引き続き水稻作付を行う予定となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については戸口農業委員から、また保積推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1段目左側の1枚でございます。

また、申請地については、資料6ページに案内図がございますが、印刷が薄くなってしまいましたので、資料の最終ページに地図を添付しております。

申請地は既に譲受人が借り受けて耕作をしている状況でございます。

農地所有者である譲渡人が農地を相続しましたが、今後の管理が困難であり、譲受人が取得する話に至りました。

農地所得後は、周辺にある他の所有農地と合わせて一体で耕作をしていく計画となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

譲受人は現在も水稻作付を行っているようですが、田植機の所有の有無について再度確認しておいていただきたいと思います。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

事務局で確認し対応いたします。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

[日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年1月10日受付。

資料番号2、大字奥田 [REDACTED]、地目、田、面積、1,457 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、158a、労働力、2。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、1,457 m²。

◎金子会長

この件につきまして、奥田地区担当の戸口農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎戸口委員

奥田地区担当の戸口です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、8,972 m²の所有農地と6,825 m²の借入地があり、全ての土地が良好に管理されております。

本申請地は、現在譲受人が借り受けて耕作しておりますが、議案第1号と同様に、農地を相続した譲渡人の意向もあり、本申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

本申請地は、現在、譲受人が利用権を設定し、米・麦・大豆の作付けをしている土地であり、農地取得後も引き続き米等の作付けを行う計画となっております。

自宅から近い農地を取得することで、農作業の効率化が図られることが期待されます。
以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については戸口農業委員から、また保積推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1段目右側の1枚でございます。

申請地は既に譲受人が借り受けて米・麦・大豆の作付けをしている農地であり、今後は所有地として引き続き耕作をしていく計画となっております。

本申請の譲渡人は議案第1号と同一人であり、農地を相続した譲渡人の意向も受けて、譲受人が取得する話に至りました。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎小鷹委員

はい。

◎金子会長

小鷹委員。

◎小鷹委員

譲渡人は先ほどの議案第1号と同一人ですが、申請書を見ると、譲渡人の年齢が議案第1号と異なるため、確認していただければと思います。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

事務局で確認し対応いたします。

◎中原委員

はい。

◎金子会長

中原委員。

◎中原委員

申請書の別添を見ると、農機具の所有状況も先ほどの議案第1号と異なるようですが、こちらは譲渡人とは関係の無いものでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

農機具の所有状況は譲受人のみの内容でございますので、譲渡人の所有機械等は含まれておりません。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、議案第3号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の恩田委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後1時55分]

再開 [午後 1 時 5 6 分]

◎恩田職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第 3 号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

◎恩田職務代理

休憩中に、飯島委員がお見えになりましたので、会議への出席を許可します。
このため、出席農業委員が 10 名となりますのでご了承ください。

[日程第 6、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による
許可申請に対する意見の決定について]

◎恩田職務代理

日程第 6、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 3 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和 5 年 1 月 10 日受付。

資料番号 3、大字大豆戸 []、地目、畑、面積、48 m²。同じく大豆戸 []、地目、畑、面積、15 m²。同じく大豆戸 []、地目、畑、面積、71 m²。申請人 []。

転用目的：宅地の敷地拡張。

面積合計、畑、134 m²。農地区分：農業振興地域内・第 1 種農地。

◎恩田職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第4条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、自宅の建て替え工事に伴う、宅地の敷地拡張の転用でございます。

申請地は申請人の宅地に隣接した農地であり、令和4年5月の農業委員会総会において諮問に対する答申をした案件でございまして、農用地区域からの除外が完了したことから本申請がされました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第3号、資料番号3の農地法第4条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、金子農業委員から説明があったとおりでございます。

申請人は、自宅の建て替え工事を計画したところ、進入路と浄化槽の転用の必要性が生じ、当該地が農用地区域に該当していたことから、除外の手続きを行い、今回農地転用の申請をすることとなりました。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2段目の3枚でございます。丸印で示した部分は境界杭等の場所で、進入路の申請か所が分かると思います。進入路へ転用する部分は一部茶畑になっており、浄化槽へ転用する部分には既に浄化槽が設置されている状況でございます。

本申請は、令和4年5月に農業振興地域整備計画の変更の為に鳩山町から諮問を受けて答申をした案件であり、令和4年12月に農用地区域からの除外が完了したことから農地転用申請をするものでございます。

なお、浄化槽については平成24年に設置されており、違反状態となっておりますが、今後も引き続き使用するために、今回追認申請がされたものであり、工事はござい

ません。

通常、追認申請には日本地図センターが証明した航空写真が必要となりますが、浄化槽は地中に設置されていることから航空写真では判断ができないため、工事完成通知の資料により確認しております。

進入路については、自宅の建て替え工事に必要な接道の幅が確保できていないことから、接道要件を満たすための転用計画となっております。

本申請に係る、事業計画の遂行能力は、工事計画書、資金計画書、関係書類より実行性も判断できます。

また、事業計画の詳細の縦横断面図及び立面・平面図、土地利用計画図を始め、参考資料もすべて提出されております。

今回申請された第4条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上補足説明とします。

◎恩田職務代理

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎恩田職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎恩田職務代理

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3は許可相当とすることに決定いたしました。

◎恩田職務代理

議案第3号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後2時03分]

再開 [午後2時04分]

◎金子会長

再開します。

[日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による
許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年1月10日受付。

資料番号4、大字赤沼[]、地目、田、面積、1,348 m²。同じく赤沼[]

[]、地目、田、面積、2,855 m²。譲受人 []

[]。譲渡人 []。

転用目的：農地改良。

面積合計、田、4,203 m²。農地区分：農振農用地区域内。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、[]地内で土木工事等を行っている法人でございます。

本申請は、申請地が道路よりも低く、耕作に不便をきたしているほか、今後は露地野菜の作付けをしたいという意向があることから農地改良の申請に至りました。

譲受人は、令和2年3月にも赤沼地区において、農地改良工事を行い適正に工事が完了している事を確認しています。

農地区分につきましては、農振農用地区域内の農用地ではありますが、一時的な農地転

用申請であり問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、先ほど石井農業委員から説明がありました。

申請地は今まで水田として利用されてきた農地でございますが、今後は露地野菜へ作物転換をする計画であり、畑作に適した農地にするために改良工事をするものでございます。

農地改良後は、譲渡人による露地野菜の作付け予定となっております。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真3段目の2枚でございます。写真を見ると、現在は田として耕作・管理されている農地でございます。

申請地については、 から を渡った左側に位置する、 に面した農地でございます。

 側に面した道路と同じ高さにし、道路に摺りつけることで農地への出入りが容易になる計画内容となっております。

また、資料番号4の10ページの横断図面を確認いただくと、水路及び隣接地から高くなる計画でございますが、被害防除や排水対策がされております。

作付計画書や工事計画書、資金計画書等必要な書類は添付されており、今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、計画の実行性や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第8、専決処分の報告について]

◎金子会長

日程第8、専決処分の報告1件を議題といたします。

報告資料番号1の10a未満の農地改良届出について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告1、10a未満の農地改良届出について。

令和5年1月10日受理。

報告資料番号1、大字泉井[]、地目、畑、面積、747㎡。譲受人 []

[]。譲渡人 []

[]。

転用目的：農地改良。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

[閉会の宣告] 午後2時11分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和5年2月27日

会長 金子茂雄 

職務代理 恩田政行 

委員 根岸郁子 

委員 金子幸雄 